

牛削蹄関係講習会等における防疫対策要領

(公社) 日本装削蹄協会

日本装削蹄協会（以下「本協会」という。）が主催する牛削蹄関係講習会・研修会における防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和3年7月1日農林水産大臣公表）を踏まえ、本要領に定めるところにより執り行う。

1. 目的

本要領は、家畜伝染病の発生予防の観点から、本協会が主催する講習会・研修会において、牛を使用して実技講習・研修、実技試験（以下「実技講習等」という。）を実施する場合の防疫対策を定めるものである。

2. 防疫対策の基本

実技講習等における防疫対策は、消毒の徹底を基本とする。

3. 講習会等における防疫対策

(1) 実技講習等に参加するに当たっての防疫上の心得

ア. 実技講習等の受講・受験者並びに講師及び補助者（以下「受講者等」という。）は、洗濯した清潔な衣服を着用して実技講習等の会場（以下「実技講習会場」という。）に来場すること

イ. 受講者等で実技講習等の前に偶蹄類の動物に接触した者は、事前に入浴及び洗髪してから実技講習会場に来場すること

ウ. 受講者等は、事前に十分洗浄・消毒した削蹄用具（作業着、作業靴、作業手袋、前垂れ、各種削蹄器具、削蹄器具の収納箱等をいう。以下同じ。）を持参すること。

ただし、前垂れについては、洗浄しても汚物が除去できない場合は、新品を持参すること

エ. 実技講習等で使用する牛の保定用ロープは、新品を持参すること

オ. 受講者等及び本協会の実技講習等担当者（以下「日装担当者」という。）は、実技講習等終了後（帰宅後等）、着衣の洗濯、入浴、洗髪を行うこと

(2) 実技講習会場入場時における防疫対策

- ア. 実技講習会場に入場する車両は、所定の場所において日装担当者（日装担当者が指定する補助者等を含む。以下同じ。）による噴霧消毒を受けること
- イ. 実技講習会場に入場する受講者等及び日装担当者は、所定の場所において日装担当者による作業衣の噴霧消毒を受けるとともに、踏込消毒槽で消毒すること
- ウ. 一般観覧者で作業着を着用しない者は、実技講習会場の所定の場所において、噴霧消毒および踏込消毒槽で消毒のうえ、本協会が用意する防疫服および防疫シューズカバーを着用すること
- エ. 受講者等は、実技講習会場の所定の場所において、日装担当者による削蹄用具の点検・消毒を受けること

(3) 実技講習会場退場時における防疫対策

- ア. 受講者等が実技講習会場から退出するときは、所定の場所で削蹄用具の消毒及び作業衣の噴霧消毒を受けた後、履物を踏込消毒槽で消毒してから退出すること
- イ. 防疫服及び防疫シューズカバーを着用した者が実技講習会場から退出するときは、所定の場所で日装担当者による防疫服の噴霧消毒を受けるとともに、防疫シューズカバーを踏込消毒槽で消毒のうえ、消毒済みの防疫服及び防疫シューズカバーを所定の場所に返却した後、履物を踏込消毒槽で消毒してから退出すること
- ウ. 実技講習会場に入場した車両は、その退出時、所定の場所において日装担当者による噴霧消毒を受けてから退出すること

4. 防疫対策の遵守

防疫対策について、遵守しない者は、実技講習会場への入場を認めない。

5. 関係団体の協力

本協会は、実技講習会場における防疫対策に必要な動力噴霧器等の供用について、可能な範囲で牛削蹄関係正会員、農業共済団体の協力を得るものとする。

以上